

トップ	くらし・住まい まちづくり	人権・男女 共同参画	福祉・ 子育て	教育・学校 青少年	健康・医療 商工・労働	環境・ リサイクル	農林・ 水産業	都市魅力・ 観光	都市計画・ 整備	防災・安全・ 危機管理	府政運営・ 市町村
-----	------------------	---------------	------------	--------------	----------------	--------------	------------	-------------	-------------	----------------	--------------

ホーム > くらし・住まい・まちづくり > 建設・まちづくり > おおさかのあたりまえ/福祉のまちづくり > 福祉のまちづくり条例を改正しました！ > はじめての方へ > サイトマップ

福祉のまちづくり条例を改正しました！

更新日: 平成27年4月24日

福祉のまちづくり条例改正について(平成27年7月1日施行)

大阪府では、全国に先駆けて、平成4年10月に大阪府福祉のまちづくり条例(以下、「福祉のまちづくり条例」)を独自に制定し、その後、時代の変化や府民の要請に的確に応えるべく改正を行ってきました。現在の条例の規定は、平成21年の条例の位置づけを「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下、「バリアフリー法」という。)」によるものにするなど、所要の改正を行ってきたものの、対象施設・基準については、平成15年に大きく見直してから、すでに10年が経過しており、社会情勢の変化から生じる課題に対応するため、条例を一部改正します。(平成27年7月1日施行)

基準改正のポイント

(1) 基準適合義務対象用途(自動車修理工場)の見直し

・一般客が利用する施設のみに限定します。

(2) 共同住宅の基準適合義務対象規模の見直し

・基準適合義務対象規模を2,000平方メートル以上または50戸以上から、2,000平方メートル以上または20戸以上に引き下げます。

ただし、新たに対象となるもの(2,000平方メートル未満かつ20戸から49戸)においては、地上階にある住戸の出入口(地上階に住戸がなく、当該建築物にエレベーターが設置されている場合は、地上階にある当該エレベーターの出入口)までのバリアフリー化のみ求めることとします。

(3) 公衆便所の乳幼児向け設備の適用規模の見直し

・便所における乳幼児向け設備の設置に関し、公衆便所における適用規模を1,000平方メートル以上から50平方メートル以上へ引き下げます。

(4) 共同住宅および寄宿舎等における介護ベッド等の設置規模の見直し

・共同住宅または寄宿舎等における共用便所に対する規定(10,000平方メートル以上に適用する規定に限る。例: 介護ベッド)の適用は、一室の床面積が200平方メートル以上の集会室を設ける場合に限定します。

改正に関する詳細につきましては、以下をご覧ください。

・ 大阪府福祉のまちづくり条例改正の概要[PDFファイル／182KB] [Wordファイル／108KB]

・ 大阪府福祉のまちづくり条例逐条解説(平成27年7月1日以降の基準)

また、改正にあたり、府民の皆様からご意見・ご提言を募集しました(平成26年10月1日(水曜日)から平成26年10月31日(金曜日)まで)。

府民のご意見とこれに対する大阪府の考え方[PDFファイル／92KB] [Wordファイル／26KB](平成26年11月公表)

福祉のまちづくり条例改正の考え方について [PDFファイル／92KB] [Wordファイル／29KB](平成26年10月公表)

■ 関連ホームページ

「大阪府福祉のまちづくり条例の一部改正の考え方(案)」に対する府民意見の募集結果について

「大阪府福祉のまちづくり条例の一部改正の考え方(案)」に対する府民意見の募集について

このページの作成所属

住宅まちづくり部 建築指導室建築企画課 福祉のまちづくり推進グループ

1つ前のページに戻る

このページの先頭へ

お問い合わせ ユニバーサルデザインについて 個人情報の取り扱いについて このサイトのご利用について

大阪府 本庁 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 (代表電話) 06-6941-0351
茨洲庁舎 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 (代表電話) 06-6941-0351

大阪府庁への行き方

© Copyright 2003-2015 Osaka Prefecture. All rights reserved.

大阪府福祉のまちづくり条例 改正の概要について

大阪府では、全国に先駆けて、平成4年10月に大阪府福祉のまちづくり条例（以下、「福祉のまちづくり条例」）を独自に制定し、その後、時代の変化や市民の要請に的確に応えるべく改正を行ってきました。現在の条例の規定は、平成21年の条例の位置づけを「高齢者、障がい者等の円滑化の促進に関する法律（以下、「バリアフリー法」という。）」によるものに対するなど、所要の改正を行ってきたものの、対象施設・基準については、平成15年に大きく見直してから、すでに10年が経過しており、社会情勢の変化から生じる課題に対応するため、条例を一部改正します。（平成26年12月2日公布、平成27年7月1日施行）

(1) 総論の改正ポイント

～ 共同住宅・自動車修理工場の基準適合義務対象規範の見直し

共同住宅：高齢化社会への対応や障がい者の地域移行の観点から、基準適合義務対象規範の引き下げを行う。

自動車修理工場：不特定かつ多数の者が利用するものに限る。

表1：改正後版のまちづくり条例の改正箇所（総論）

改正の内容	
用意区分	改正の内容
学校	
病院又は診療所	
集会場又は公会堂	
保育所、幼稚園その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署	
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他のこれに類するもの	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
博物館、美術館又は図書館	
車両の停車場又は船着場しくは航空機の発着場を構成する建物で旅客の乗降又は荷役の用に供するもの	
公共交通機関	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
飲食店	
理容店、クリーニング販売店、質屋、貸衣料店、銀行その他これらに類するもの	
サービス業を営む店舗	
自動車修理工場（不特定かつ多数の者が利用するものに限る）	
劇場、映画館又は演芸場	
展示場	
自動車の停留又は駐車のための施設（一般公衆の用に供されるものに限る。）	
ホテル又は旅館	
体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	
公共浴場	
自動車教習所又は学習塾、講道教室、団体教室その他のこれに類するもの	
共同住宅	
宿泊施設の合計 2,000 m ² 以上又は戸数 20 戸以上（※）	床面積の合計 200 m ² 以上
宿泊施設の合計 2,000 m ² 以上又は戸数 50 戸以上	床面積の合計 500 m ² 以上
公共用施設	

※ただし、2,000 m²未満かつ20戸から40戸においては、地上階にある戸の出入口（地上階に戸があるがなく、当該建築物にエレベーターが設置されている場合は、地上階にある当該エレベーターの出入口）までのバリアリ化のみ求める。

(2) 建築の改正ポイント

～ バリアフリー法に追加した府独自の基準を一部改正します！

（基準の詳しい規定は条例本文をご確認ください。）

① 公衆便所の乳幼児向け設備の適用規範の見直し

～ 廉所における乳幼児向け設備の設置に因し、公衆便所における適用規範を1,000 m²以上から50 m²以上へ引き下げる。

② 共同住宅および寄宿舎等における介護ベッド等の設置規範の見直し

～ 共同住宅等における共用廁所に対する規定（10,000 m²以上に適用する規定に限る。例：介護ベッド）の適用は一室の床面積が200 m²以上の集合室を設ける場合に限定します。

(3) 施設構造の改正ポイント

～ 平成27年7月1日から改正条例適用です

～ 平成27年7月1日の時点での工事中のものには、改正前の条例が適用されます。

～ なお、建築確認申請を行い、確認済証が交付されているもの、

～ 平成27年7月1日時点まで着工していないものは、改正条例の基準が適用となりますので、ご注意ください。

改正条例の規定の適用範囲を整理すると、下記のとおり。

【参考】福祉のまちづくり条例改正に伴う経過措置について
（改正前規範 → 改正後規範）

改正前規範		改正後規範	
○施設申請	□施設申請	△新規建築の場合は	— 延長工
□既存建築の場合は	—	△新規建築の場合は	— 延長工
□既存建築	—	□既存建築	— 延長工
□既存建築の場合は	—	□既存建築	— 延長工

○：既存規範により、既存規範どな、既存規範も既存規範ど新規規範どな。
△：既存規範が既存規範。
□：既存規範が新規規範。
—：既存規範が既存規範。

※：既存規範の場合は既存規範ど新規規範ど新規規範ど既存規範ど既存規範。

(4) 地域の合意

～ 福祉のまちづくり条例改正に関するお問い合わせは下記まで

～ 大阪府 住宅まちづくり部 建築指導室 建築企画課 福祉プラン推進グループ

住所：大阪市住之江区南港北1-14-16

電話：06-6210-9714 / FAX：06-6210-9714 / メール：kenchikusidoo-029@box.or.jp, osiken_1@in

H.P. : http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/fukushi_top/index.html